

2020年6月3日

各位

株式会社ウェルネット

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
職業紹介責任者及び派遣元責任者の基準に係る改正省令の公布及び施行について**

新型コロナウイルスの影響により講習会を受講できず、職業紹介責任者及び派遣元責任者としての基準を満たさなくなる場合の措置について、職業安定法施行規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第109号)が公布されましたのでお知らせします。

■省令の内容

【職業紹介責任者について】(以下、令和2年4月1日から適用)

令和2年4月1日から令和2年6月30日までの期間に、「過去5年以内に、職業紹介事業の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるもの(職業紹介責任者講習)を修了していること。(職安則第24条の6第2項第1号)」の基準を満たさなくなる責任者については、この基準に該当しないこととなる日の翌日から3か月の期間は、引き続き基準に該当するものとみなす。

【派遣元責任者について】(以下、令和2年4月1日から適用)

令和2年4月1日から令和2年6月30日までの期間に、「過去3年以内に、派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるもの(派遣元責任者講習)を修了していること。(派遣則第29条の2第1号)」の基準を満たさなくなる責任者については、この基準に該当しないこととなる日の翌日から3か月の期間は、引き続き基準に該当するものとみなす。

以上